## 6/11 レポート

憲法二十条一項は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保証する。・・・」としているが、この信教の自由が外部に影響を及ぼす場合には、製薬に服しうると考えられている。このことは憲法十二条および憲法十三条の内容からも読み取ることができる。